

【法人税の納付遅延と繰越欠損金の適用条件に関して】

台湾財政部は 11 月 1 日に、営利事業の繰越欠損金の適用に関する通達（113 年 11 月 1 日台財稅字第 11304553700 号令）を公表しました。企業は欠損金の繰越を行うためには、青色申告または会計士による税務監査の実施のいずれかにより、かつ法定納付期限に完納する必要があります。しかし、この通達によって、今後、納税が遅れても延滞税が生じない場合には、繰越欠損金の要件を備えるとみなされます。

延滞税について、台湾における税捐稽徴法第 20 条第 1 号に則り、法定納付期限の翌日から納付する日まで、三日につき納税額の 1%を延滞税として納付する必要がありますが、遅延した期間が二日以内の場合には延滞税は生じません。この場合、従来は欠損金の繰越が適用できませんでしたが、上記の通達で緩和されることとなります。

【LLP にも中小企業の範囲を拡大】

台湾經濟部は 11 月 5 日に、「中小企業認定標準」の修正案を発表しました。修正案に基づき、出資額が 1 億台湾ドル以下の有限責任事業組合（Limited Liability Partnership, LLP）も中小企業に含まれることとなります。

【マレーシア国籍の入国者、自動化ゲートの利用が可能】

台湾内政部は 11 月 7 日に、当日をもって、マレーシアの IC 旅券を所持する外国人を対象に、自動化ゲートの正式利用が可能となっていることを発表しました。アメリカ、韓国、オーストラリア、イタリア、ドイツとシンガポールに次いで、台湾と同システムを相互利用する国では、七か国目です。

有効期間が六か月以上のマレーシア IC 旅券を所持し、12 歳以上、身長 140 センチ以上かつ台湾において法に違反した記録のない外国人が入国する前にオンライン登録し、出・入国する際に自動化ゲートの利用が可能になります。

【福岡県豊前市と覚書、九州進出支援機関を設置へ】

台湾の経済団体「中華民国全国商業總會」（商総）と福岡県豊前市は 11 月 11 日に、台北にて台湾企業の九州への進出を支援する機関「台湾ビジネスサービスセンター」を豊前市に設立する計画に関する協力覚書を交わしました。商総によると、サービスセンターでは、進出する台湾企業の日本拠点の設立や、税務・法務問題、銀行口座の開設などを支援する予定ですが、具体的な設立時期や規模についてはまだ触れていません。

【公的行政法人、地方税の免税を明らかに】

台湾財政部は 11 月 15 日に、台湾における行政法人法に基づき、公権力に係る公共上の事務を執行する公的行政法人の印紙税、土地税と房屋税の免税に関する通達（113 年 11 月 15 日台財稅字第 11300609900 号令）を発表しました。主な内容以下の通りです。

公的行政法人が政府機関と同じように、印紙税が免除されることになりました。2025 年度において、所有している土地と家屋は賃貸・営業活動をしていなければ、政府機関と同じように土地税と房屋税が免除されることになります。

【暗号資産保管業務、2025 年試行】

台湾金融監督管理委員会は 11 月 28 日に、暗号資産保管業務の試行に係る資料を公表しました。2025 年 1 月 1 日から 4 月 30 日まで、金融機関が当委員会に申し込むことができます。

当委員会は、今年、「中華民國暗号通貨商業同業公会」（中国語原文：中華民國虛擬通貨商業同業公會）を立ち上げ、将来の暗号資産の保管に係る需要の増加に対応した、正式な暗号資産の保管に関する法律や規則について、参考となる情報を発信しています。

フェアコンサルティング台湾

（正緯管理顧問股份有限公司）

台北市松山區敦化北路 167 號 11 樓 C 室 宏國大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下（SAKASHITA）

yu.sakashita@faircongrp.com

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。